

| | |
|-------|--|
| 件名 | 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 障がい福祉課 |
| 根拠法令等 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第5号）（平成29年2月9日公布・平成29年4月1日施行）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）</p> |

【改正の概要】

障害福祉サービス事業等の指定基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、地方自治体が条例で定めることとされているが、県条例の根拠となる、障害福祉サービス事業等の基準に関する厚生労働省令が改正されること等に伴い、県条例についても国に準じて改正する。

就労継続支援A型事業の質の向上

就労継続支援A型事業者について、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行うことを義務づけ、事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないことや、利用者に支払う賃金及び工賃を自立支援給付費から充当してはならないこと等を規定する。

【改正の対象となる条例】

| 条 例 名 | |
|-------|--|
| 第1条 | 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号） |
| 第2条 | 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号） |

施行日 平成29年4月1日

【その他参考事項】

就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、雇用契約等に基づき就労の機会を提供すると共に、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの